

平成 24 年 第 7 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 24 年 4 月 10 日（火）午後 1 時
場 所：教育委員会室

委員長	吉野 弘保
委員長職務代理者	松原 秀成
委員	早川 大府
委員	土田 アイ子
委員（教育長）	浅野 潤一

事務局	教育推進課長	土屋 典昭
	学務課長	住田 雅一
	指導室長兼教育研究所長	建部 豊
	学校施設担当課長	永井 博史
	統括指導主事	浜田 真二

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山 繼典
	同 主査	岩生 裕治

	開会時刻 午後1時00分
吉野委員長	<p>ただ今から、平成24年第7回教育委員会定例会を開催いたします。本日は傍聴の申し出はありません。</p> <p>日程第1、署名委員を決定いたします。本日は松原委員と土田委員にお願いいたします。</p> <p>日程第2、議題にまいります。はじめに、継続となっております平成23年陳情第3号を議題といたします。ご意見や情報提供がありましたら、お願いいたします。</p>
早川委員	<p>4月から基準が厳しくなりましたが報道で色々出るとご父兄も動搖しますから、給食は安全であるという、安心を与えるような情報を学務課から出してほしいと思います。</p>
住田学務課長	<p>先週の金曜日に、学務課長名で各学校長宛てに24年度の学校給食に対する対応についてということで通知文を出しました。</p> <p>内容は、まず、新しい基準値が4月から設定されたということで、より細かい検査が実施されることになったということと、3月から江戸川保健所で、消費者庁から貸与された測定機器を使用して、学校の給食食材を含む区内の流通品について放射性物質の検査を行っており、結果については区のホームページに公表していること。引き続き出荷制限の食材や地域に関する情報などについては納入業者とも連携を密にして、安全確保に一層の留意をお願いしたいということ。それから、牛乳については東京学乳協会が月に一回放射性セシウムの検査をしており、これまでの検査結果は測定下限値以下となっていることと、江戸川区のコーシン乳業については、毎週一回独自に検査を行い、こちらも不検出の状態が続いているということ。</p> <p>さらに、現在学校で使っているお米、鶴岡米については、昨年の9月に山形県で放射性物質の検査を行い、測定下限値以下となっているということ。</p> <p>また、産地の公表については、保護者からの問い合わせがあった場合には、保護者への説明、校内での掲示、学校ホームページの活用等の工夫をお願いしますという内容の通知となっております。以上です。</p>
土田委員	<p>野菜、魚、肉を取り扱っている地元の方の何人かと春休みにお話をする機会がありました。もともとお肉などはトレーサビリティということで流通経歴がきちんとわかりますので心配なかったのですが、今は野菜も魚も、市場</p>

	<p>できちんとした書類が出て、産地や生産者が書いてあるというんですね。保護者の要求なんかがあれば、ファイルしてあるのでお見せできますと言つていました。</p> <p>そうした細かい対応は地元の業者さんだからこそできるのだなと思いまして、ぜひ続けていただきたいと言いましたら、もちろん自分たちも食べているわけですからとおっしゃっていました。食材の安全ということに関しては、すべての人が取り組んでいるのだなというのを確認できた思いです。</p> <p>ただ、油断はできないので、しっかり見守っていきたいと思っています。</p>
松原委員	<p>先般ニュースで、東京大学でしたか、海水の中の放射線量を測ったところ基準以下であったというのが出ていたので安心したのですが、食については今後も注視していく必要があるなと思います。</p>
委員長	<p>この4月から給食調理だけではなく、栄養士業務の委託も始まりました。こうした委託会社に対しても、学校長を通じて周知されていくのでしょうか。</p>
学務課長	<p>先ほどご説明した学校長宛ての文書ですが、当然、給食関係の文書ということで、栄養士や関係の職員まで目を通してもらうことになると思います。</p>
早川委員	<p>東北各県、あるいは関西や九州の様子も知りたいですよね。都内その他区の様子は大体わかると思いますが、例えば福島県でも学校給食を出すわけですから、それはどうなっているのか、そういう情報も集めていく必要があるのではないかという気はします。</p> <p>そういうことも含めて、学務課長には定例報告と思って色々な情報を集めて報告をしていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>他になければ、今回も継続ということでよろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
委員長	<p>それでは、平成23年陳情第3号は継続といたします。</p> <p>次に、第27号議案を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
土屋 教育推進課長	<p>第27号議案は指定文化財の指定解除についてです。</p> <p>3月15日の教育委員会で宇田川家長屋門の滅失についてのご報告し、指</p>

	<p>定解除について文化財保護審議会に諮問することを決定いただきましたが、今回はその結果を受けての話でございます。</p> <p>審議会からの答申書の写しをつけております。</p> <p>この答申につきましては、意見書が付されておりので朗読させていただきます。</p> <p>意見書</p> <p>倒壊の危険の切迫による解体撤去が実施され、これによって当該長屋門が文化財の価値を失うに至ったことについては、解体が移築復元を前提としたものであった点、及び現地聴取・部材の確認等によってやむを得ないと判断し、今回の措置を承認いたします。あわせて解体部材の腐朽状況から完全な復元が困難であることも理解しました。</p> <p>しかしながら、滅失に至る以前にしかるべき対処が求められるにもかかわらず、それが十分に行われたとはいえない点は、痛恨の極みといわざるを得ません。特に今回の経緯で連絡上の齟齬がみられた点は遺憾であり、これを教訓とし、区内に所在する文化財の現況把握、その他の情報の収集と確認により一層努力し、その保全に万全を期していただきたい。</p> <p>また、当該長屋門の文化財としての価値が失われても、当地に長屋門が存在した歴史民俗的価値は損なわれていません。この点に配慮し、地域の伝統的景観を後世につたえるようあらためて力をつくしていただくよう要望します。平成24年4月4日 江戸川区文化財保護審査議会。</p> <p>次に、告示の案文を示させていただいております。</p> <p>なお、15日の教育委員会で、早川委員から宇田川家に説明をしてきたほうがいいという話をいただきましたが、3月29日に、私が宇田川家を訪問いたしまして、この間の経過について謝意を伝え、お話をさせていただいて、ご理解をいただきました。以上でございます。</p>
委 員 長	ご苦労さまでした。ご意見がありましたらお願いします。
早 川 委 員	江戸川区文化財保護審議会と江戸川区教育委員会との関係をもう一度整理したいのですが。
教育推進課長	審議会は、文化財の指定・保護等に関する専門家の機関として条例に定めています。委員の任期は2年、定数は16名までで、今は4分野に分けて10名にお願いしております。 文化財の指定や解除のような案件は教育委員会から審議会に諮問し、専門

	の立場で審議いただき、答申をいただいております。
早川委員	意見書にある、連絡上の齟齬がみられたという点をもう一度確認させてください。
松原委員	それに加えて、地域の伝統的景観を後世につたえるようあらためて力をつくして、とある点についてはどうなりますか。
教育推進課長	<p>連絡上の齟齬という話については以前にもご説明しましたが、あらためて整理しますと、一昨年、平成22年12月27日付けで所有者から現状を変更したいということで、指定解除の申請が出されました。そして、教育委員会で報告のうえ、年が明けて3月の文化財保護審議会で、所有者の意向を投げかけました。</p> <p>そこでは、審議会メンバーである建築物の専門の先生に調査していただいだうえで指定解除を決めていくという議論がされました。</p> <p>その審議会の直前には震災もあって、所有者の話では倒壊の危険性も増したということもあり、専門家の先生に調査してもらうということでお願いしたいという話になったのですが、実際はその先生の日程が込み入っており、具体的なスケジュールを決められませんでした。</p> <p>結果として1年経過してしまい、所有者はその土地を事業者に貸しているのですが、その事業者は既に指定解除がされているという認識で、他の建築計画等もございまして工事に入ったということです。</p> <p>1年間具体的な動きがとれなかつたことについては、反省すべき点として認識しております。</p> <p>それから松原委員のお話ですが、ここは古川親水公園、長屋門を含めて都市景観条例の指定地域になっておりまして、区都市開発部と事業者との間に長屋門を移築して残すという協定がありました。これは文化財としてということよりも、長屋門の形を残すという意味での協定で、事業者もそれを前提に解体したわけですが、結果としては白アリの被害などもあり、なかなか使える部材が残っていないということで、事業者が負担して少し形を変えて残したいという案を都市開発部でいただいております。</p> <p>教育委員会としては、この場所に長屋門という形で文化財が存在したということを文面で残していくたいということで、審議会の先生方からもそういう意見をいただいておりますので、そのことについて具体的に検討中しております。部材を使って形にするのが1年後ということですので、それに間に</p>

	合わせたいと思っております。
早川委員	この意見書は公文書として閲覧はできますか。
教育推進課長	行政文書開示請求の手続きを経れば可能です。
委員長	区内に所在する文化財の現況把握その他の情報の収集と確認により一層努力とあります。こうした対策というのはどうでしょうか。
教育推進課長	<p>指定登録文化財に関しては、保存の維持管理経費として一定の金額を出しておられますので、そのやりとりの段階で所有者と確認をし合っております。</p> <p>大きな建築物では、一之江名主屋敷が区の所有になりましたので、あとはお寺などになります。意見書にあることは厳粛に受けとめて、引き続き対応していきたいと思います。</p>
土田委員	審議会の専門分野の先生が、なかなかスケジュールが合わず延びてしまったわけですが、それにかわる方というのはいらっしゃらないのですか。
教育推進課長	<p>その辺のつめの甘さがあったというのは事実です。</p> <p>先生のスケジュールがいつまでは無理だということであれば、その先生を介して別の方を紹介していただく方法もあったと思います。</p>
早川委員	この意見書は会長名での答申の別紙で、内容はとても厳しいものですが、審議会の全員一致で採択されているのでしょうか。
教育推進課長	<p>審議会では、意見書の内容は会長に一任ということになりました。</p> <p>事務局で案を作成し、会長に確認して最終的に了解いただき決定したということになります。</p>
浅野教育長	確かに厳しいのですが、この中の「痛恨の極みといわざるを得ません」までは、自戒の意味が含まれていると思うのです。先ほど申しましたように審議会にも諮り、委員が調査することを審議会の中で決めていたわけです。審議会として予備調査をして、結果を出す責任を負っていたわけですね。そこで連絡ミスのようなことはありましたけども、結果的には放置したことについての責任の一端はあるわけですから、それがこの表現に入

	していると理解しています。その後は、教育委員会に対する要望ということになろうかと思いますけど。
委 員 長	<p>しっかり受けとめましょう。ご意見が出尽くしたようですが、第27号議案については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
委 員 長	<p>それでは、原案のとおり決定をいたします。</p> <p>次に、第28号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
建部指導室長	<p>第28号議案は、教育委員会の後援名義使用の承認についてです。初めての申請であります。</p> <p>第10回TOSS全国1,000会場一斉セミナーIN東京江戸川区開催に対する後援ということでの申請となります。TOSSというのは、教員の研究団体であります。かつて小学校の教員で、授業実践力のあった方が中心となり、若い教員を啓発していく団体で、かなり多くの教員がこの団体に入っていると聞いております。</p> <p>今回は、この4月15日の日曜日に、全国のいろいろな会場で若手教員の育成を視野に入れたセミナーを開催したいということでの申し入れです。</p> <p>申請書類等をつけておりますが、確認の意味で教育委員会後援名義使用等承認事務取扱要綱をつけさせていただきましたので、これも踏まえながらご審議いただければと思います。以上です。</p>
委 員 長	何かご意見はありますか。
松 原 委 員	会場が狭いですし、過去の実績も十数人の参加ということであまり集まっていない印象です。ただ、全国の述べ人数だとかなりの数字になるのでしょうかね。
早 川 委 員	この団体は、性格的には代表者の個人的な会なのでですかね。
指 導 室 長	今回申請の代表者の前に、この会を組織した方、大田区の小学校教員と聞いておりますが、そういう方がいて、その方の授業のやり方を信仰する人たちが集まり、徐々に会員規模を膨らませてきた研究団体ということです。

土 田 委 員	政治的なものには関わりはないのですよね。
指 導 室 長	<p>調べた中では政治的な背景は出てきておりませんので、その点には問題がないのですが、情報として、毎年幾つもの教育委員会で後援をしている中で東京都教育委員会は今年度後援しておりません。会費 3, 000円というものが教員の研究としては高いのではないかというのが理由だということです。</p> <p>江戸川区開催分は 1, 000円となっておりますので、この辺をどう見るかということはあると思います。</p>
松 原 委 員	江戸川区の先生方の研究会などとは関係ないのですか。
指 導 室 長	この会のメンバー全員を把握しているわけではないですが、副代表がこの3月まで区内で副校长をやっていた方です。ただ区教研のメンバーがそのまま入っているというものではありません。
早 川 委 員	事務取扱要綱には合致しているのですか。
指 導 室 長	<p>その辺りは事務局でチェックのうえで、この教育委員会に議案としてかけはりますが、それでも金額的にどうかというのにはあります。</p> <p>また、公益性の部分です。江戸川区民にとって教員の研究だけでいいのかどうか、江戸川区民にどう還元されるのかという視点からも検討は必要かと思っております。</p>
土 田 委 員	東京都教育委員会の後援を 2012 年は取れなかったのは、申請が遅れたためとありますが、そういう金額面の話があったのですね。
指 導 室 長	これまで会費の件でご指摘いただいたこともあり、我々も事前に収支の部分をチェックするようにしているのですけれども、教員の組織の団体は、収支の企画自体が甘いという傾向はあります。過去には、承認はするけれども、意見も出たので次年度は見直しを検討してほしいと伝えたケースもあります。そういう流れもありますし、教員の研究団体というのが公益性の面からどうなのかという面でも議論を深めていただければということで、資料として要綱を出させていただいたというものであります。

教 育 長	<p>取扱要綱にある承認基準は、これに当てはまれば後援してもいいということではなく、事業に対する賛同の意を表し、外部的に支援するために名義の使用を承認したいと思ったときに、要件として基準に書いてあることが該当しているかということだと思うんです。</p> <p>この事業を教育委員会が応援したいかどうかでいうと、過去の参加状況や、教員の内部的なものということから見て、しかも初めての申請ということで、なかなか難しいのではないでしようか。</p> <p>回を重ねて活動実績を見てということもありますし、どうしても応援したいかと言えば、先生方が個人的にそういう場に行って勉強すればいいのではないかという感じがしますので、私としては見送ったほうがいいかなと思います。</p>
早 川 委 員	<p>主催は、基準の中の学術研究機関という解釈でいいのでしょうか。ただ、私も反対するものではないけど、積極的に賛同というとどうかという気がします。江戸川区全体の視点で言うと、教員が2,500人ぐらいいるわけで、その中で30人ぐらいの会場でしょう。もう少し継続して実績を積んでから、というふうに思います。</p>
委 員 長	<p>承認しないという意見が多いようですが、今回は承認をしないということでおろしいでしょうか。</p>
建部 教育研究所長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>それでは、第28号議案については、後援名義の使用を承認しないということに決定いたします。</p> <p>次に、日程第3、教育関係事務報告に入ります。</p> <p>はじめに、報告第15号について事務局よりお願ひいたします。</p> <p>3月のいじめ電話相談についてご報告申し上げます。</p> <p>3月のいじめ電話相談は4件ございました。このうち3件については学校名、個人が特定されておりますので、学校に情報提供して、対応に当たってもらっております。1件は匿名で、今後の情報待ちということです。</p> <p>なお、前回、2月は電話相談のカードを配したことによって相談が増えたとご報告しましたが、今回も4件のうち2件は、カードを見ての電話相談ということでした。</p>

	例年よりも件数が増えておりますけれども、相談が増えるということは、いじめを防ぐという観点ではよしとして、今後も対応していきたいと考えています。報告は以上です。
委 員 長	カードには、いじめ電話相談と教育電話相談とが掲載されていますよね。これはどちらに電話がかかっているかわかりますか。
教育研究所長	いじめについては、やはりいじめ電話相談のほうにかかることが多いです。 教育相談のほうは、不登校や、子どもの発達のことでの相談といったことが多い状況です。
早 川 委 員	会話を録音してあるようなら、プライバシーに配慮しつつ、相談の様子を一回聞いてみたいとも思うのですが。
教育研究所長	録音はせず、全てペーパーで記録を残す形をとっています。もしよろしければ、次の機会にでも特徴的な案件を用意させていただきます。
早 川 委 員	それでは、代表的な例で結構ですので、どんな様子での相談と受け答えなのか、用意をお願いします。 ところで指導室長は、直接そういうことを対応することはありますか。
教育研究所長	電話相談はすべて、研究所の相談員、臨床心理士が対応します。 ただ、指導室にかかるくるケースもありますので、相談に乗るということはあります。 この電話相談は、ここで解決を図るという目的ではなく、まず聞いて、学校での解決がいいのか、教育相談につなげるのかといったように、そこから次につなげていくというのが基本的なスタンスです。 幾ら臨床心理とはいえ、電話で顔が見えない中で話しても、どうしても表面的なやりとりになってしまいます。まず聞くことを主眼におき、その上で一度相談に来てみないかとか、学校と共有して解決を図らないかといった提案をして、次につなぐというのが手段です。
	電話相談だけでの解決はほとんどございません。また、臨床心理士による解決ではなく、やはり学校での人間関係のもつれから始まっているわけですから、学校に情報提供をして整理していくという解決方法を主眼に置いています。

早川委員	<p>小学校1年生から4年生の子がいじめ相談の電話番号を知って、本人がかけてきているというのはすごい時代になっているなという気もするし、実態がどうなのかというのを知りたいなと思いました。</p>
委員長	<p>かかってきたのが、携帯電話からとか家の電話からとかというのはわからないのですか。</p>
教育研究所長	<p>発信元の確認まではできません。</p> <p>それから、小学校低学年の子どもからの電話相談というのは、昔から、例えば友達とけんかをして仲直りをしたいといった内容ではありました。それが、1986年に中野富士見中学校でいじめを受けた生徒が生き地獄という遺書を残して自殺した事件から、学校でのいじめという言葉がクローズアップされ、いじめと自殺というのがリンクされはじめました。そうした中で、相談内容がいじめに特化されてきたという背景があります。</p> <p>今の親の世代は、まさにそういう時代を見てきていますので、いじめが死に直結するというイメージがあります。保護者からの電話相談の中で、子どもが自殺するのではないかという心配の声が聞かれます。</p>
土田委員	<p>何とか相談をして解決をしたいという思いから、低学年でも電話をかけてくるわけですが、そういう悩み事、学校のこと、友達との問題をなかなか子どもが話してくれないという保護者もすごく多いようです。ただ、相談室への相談は一緒に来るわけですよね。</p>
教育研究所長	<p>保護者と子どもが一緒に来るのが圧倒的に多いケースですが、子どもにどう関わればいいかというようなことで保護者だけの相談も多いです。</p> <p>子どもからの相談の場合は、学校のスクールカウンセリングにどうつなげていくかというところに重きを置いています。</p>
早川委員	<p>自分の考え方を聞いてほしいのですよね。そして相談を受けた側は、話すよりもそれを聞いてあげるということが極めて重要ですよね。</p> <p>例えば病院でも看護師が、患者のうつたえることに自分の見解を言わず、同じ言葉をただ返しているだけで、患者は聞いてもらっていると思い、いい看護師だと思えるんです。</p> <p>そういう意味で、この電話相談はさらに活用できると思います。聞いてあ</p>

	げるということは、時間はかかるわけですけど、子どもたちにとってすごく重要だと私は思います。
委 員 長	それでは、この件は以上としまして、次に報告第16号、17号について、事務局よりお願ひいたします。
指 導 室 長	<p>教育委員会の後援名義の使用承認についてでございます。これは、以前も承認が出ている案件であります。</p> <p>2件ございますので続けて説明させていただきます。</p> <p>まず報告第16号として、6回目の申請となります、第49回の児童言語研究会の夏季アカデミー国語教育全国大会でございます。会場はタワーホテル船堀、夏休みの8月8日から9日にかけて行われます。対象は、教員・父母等になっておりますが、父母の参加というよりも、ほとんど教員の研究団体に近い状況になっております。昨年は339名が参加したという報告を受けております。なお、参加費は5,500円となっております。</p> <p>次に報告第17号は、4回目の申請になります、第5回日本知的障害児・者サッカー協議会にっこにこフェスタです。江戸川陸上競技場で10月20日と21日の土日で行われます。昨年度は63チームが参加したということですが、これは団体の参加と個人での参加があります。団体で1,000円、個人で500円の参加費となっております。個人参加の場合はそこで集まった子どもたちを集めてチームを編成し、多少の人数のずれがあつても、みんなで楽しむということで大会運営をしているということです。以上2件です。</p>
土 田 委 員	第16号は参加費5,500円というのが引っかかるのですが。
指 導 室 長	企画書によると、講演していただく講師への謝金に多くの支出が充てられているようです。
早 川 委 員	6回目の申請とありますが、全国大会を毎年江戸川区でやっているのですよね。
指 導 室 長	<p>毎年この時期に江戸川区を会場として行われています。</p> <p>ただ、先ほどの案件と重ねてなのですが、このところ金額がどうかということが議論になっておりますので、過去に同じ内容で承認していても、一度白紙に戻して審議いただければと思います。</p>

	父母も参加できるようですが、果たして父母が5,500円を払って聞く講演なのか、公益性としてどうか、母体は教員の研究団体でもありますので、そのあたりからご協議いただければということです。
松原委員	この団体はしっかりした研究団体なのですが、やはり参加費の額が少し引っかかりますね。
教育長	私も先ほどの件と同じように考えていて、もともと教育関係の話を教員相手にするのに、教育委員会の後援名義がどうして必要なのかなと思うんですよね。金額のこともありますが、有名な講師を呼んで、その話を聞くという形のものに、わざわざ教育委員会が後援しなくてもいいのではないかなど、公益性という意味でそう思います。
松原委員	後援されると啓発しやすいし、そういう意味では申請者の考えも理解できないわけではないのですが、すべてそういうことで教育委員会の名義が必要なのかとなると私も教育長と同じ意見ですね。
委員長	団体はしっかりしたものだと、松原委員からお話し頂きましたが、参加金額と公益性ですね。もう少し広く参加しやすい形であれば、応援したいところはありますが、反対意見が多いようです。今回、この第49回の児童言語研究会アカデミー国語教育全国大会については、教育委員会後援名義の使用は承認しないということでおよろしいでしょうか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
委員長	それでは、今回は承認しないということとします。 それから、につこにこフェスタのほうですが、これは素晴らしいですね。先ほど一人でも参加できるという説明がありましたけど、競技としてだけではなくてサッカーを体験できる、いろいろな障害に応じてゲームをやらせてくれるのです。それとボランティアで参加している方がたくさんいて、区内中学校のサッカーチームも参加してくれていますし、かなり上のほうのサッカーリーグの方も応援してくれています。 これはよろしいですね。よろしければ、次に報告第18号をお願いいたします。

指導室長	<p>口頭で、今年の新規採用教員、及び期限付き任用教員の採用状況について報告いたします。</p> <p>ここ数年、200名前後の新規採用を江戸川区は受け入れておりますが、今年度も同じ傾向でございます。</p> <p>まだ採用枠がありますので現時点でということになりますが、正規の新規採用教員は小学校133名、中学校62名の合計195名となります。</p> <p>この195名の中には、昨年度の期限付き任用教員で今年度正式に採用されたものが51名含まれております。</p> <p>また、これとは他に期限付き任用教員、正規ではありませんが1年間の状況によって、来年度正規になるという方が、小学校で9名、中学校で9名、合わせて18名おりますので、正規の新規採用と合わせると合計で213名となります。</p> <p>昨年度の203名よりやや増えておりますが、昨年度は期限付き任用教員が72名おりました。今年度は現在のところ18名ですので、正規教員の割合は増えたということになります。江戸川区は学校数が多いのと、保護者対応などいろいろなことも含めて、できるだけ正規教員で初任者を当ててほしいという依頼をしてきたことに都が応えてくれた形にはなっておりますが、いずれにしても1年目の教員ということには変わりありませんので、育成に力を入れていきたいと考えております。以上で報告を終わります。</p>
松原委員	今年は期限付き任用の採用時期がかなりずれている感じもするのですが、何か理由があるのですかね。
指導室長	明確な理由はわかりませんけれども、都が正規教員枠を多くとったようですので、その影響があると思われます。
委員長	<p>それでは、次にまいりたいと思います。</p> <p>次の報告第19号、第20号はいずれも人事に関する報告であるために、これより江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会としたいと思いますが、この発議に賛成の方は举手をお願いいたします。</p>
委員長	<p>[全員挙手]</p> <p>賛成多数と認め、これより会議は秘密会とします。</p>

	<p>[以下、秘密会のため非公開] [報告第19号、第20号終了]</p>
委 員 長	<p>以上を持ちまして、本日の議題は全て終了しました。</p>
	<p>閉 会 時 刻 午後2時22分</p>